

(仮訳)

ロシア連邦大統領令

2022年2月28日付ロシア連邦大統領令第79号「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別な経済的措置の適用について」の変更について

1. 2022年2月28日付ロシア連邦大統領令第79号「アメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的行動に関連する特別な経済的措置の適用について」（ロシア連邦法令集 2022年 第10号 掲載番号1465）に以下の変更を加える：

- a) 第2項において文言「80パーセント」を文言「50パーセント」に変更する；
- b) 以下の内容の第4項の1を追加する：

「4の1. ロシア連邦中央銀行理事会に対して、居住者である対外経済活動参加者が外貨の売却義務を履行する期限につき、これを本令第2項が定めるところのものとは異なるものに設定する権限を与える。」。

2. 本令はそれが公布された日に発効する。

ロシア連邦大統領

V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年5月23日

第303号

ロシア連邦財務省通達

2022年5月23日付

輸出者の外貨収益売却義務を50%に引き下げ

本日、ロシア財務省においては、ロシア外国投資実施状況監視政府委員会小委員会により、大統領令第79号が定める外貨による輸出収益の義務的売却の水準を80%から50%に引き下げることが決定された。これはルーブル相場が安定し、国内為替市場における外貨の流動性が十分な水準に達したためである。